③　当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　当機構における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。）。

なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も５．⑶により一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

また、本工事に経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。

⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（上記の再審査に係る認定を受けた者にあたっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

⑷　平成10年４月１日から本工事における申請書及び資料の提出日までに元請けとして完成・引渡しが完了した次の条件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）。ただし、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、すべての構成員が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）。

（同種工事として認める施工実績の要件）

ＮＡＴＭによるダム本体仮排水路トンネル工事の施工実績

なお、当該実績のうち、当機構、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条第３項に定める地方公共団体をいう。以下同じ。）の発注した工事にあっては、申請書及び資料の提出日までに工事成績評定点が確認できるものとし、工事成績評定点が65点未満のものは施工実績として認めない。ただし、工事評定が実施されていない実績、工事成績評定点が企業に通知されていない実績又は点数での評定を実施していない実績については、「発注者の証明を受けた建設工事証明書、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類」の確認をもって65点とみなす。

⑸　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑹　本工事に関する技術提案（施工計画を含む。）（以下「技術提案」という。）が、入札説明書に参考として示した別紙２の「技術提案書作成にあたっての標準案・制約条件等」、別冊図面及び別冊仕様書の内容を満たし、適正であること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑻　平成23年及び平成24年の２年間に元請けとして完成・引渡しが完了した当機構発注の土木一式工事の工事成績評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、水資源機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　「工期短縮」に関する技術提案

②　「江川ダム貯水池への水質汚濁防止対策」に関する技術提案

③　「周辺環境への騒音振動抑制対策」に関する技術提案

⑵　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）

②　技術点の算定は、上記⑴の各評価項目について評価して得られた点を合計して算定する（最大30点）。

⑶　落札者の決定　入札価格が予定価格の範囲内である者の中から、評価値が最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案の方法　技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとし、申請書及び資料と併せて提出すること。

⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　技術提案の履行の確保　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。受注者の責により、入札時の技術提案（技術点を得た技術提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

また、受注者の責により、入札時の技術提案（採用された技術提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は最大15点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

⑺　優遇措置　本工事において技術提案（技術点を得た提案項目）を履行した者に対しては、当機構が本工事の完成後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。優遇される期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。